2025事業年度
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構により設置される特定放射光施設利用促進業務の実施計画

2025年3月

公益財団法人高輝度光科学研究センター

2025 事業年度　国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構により設置される特定放射光施設に係る利用促進業務の実施計画

公益財団法人高輝度光科学研究センター（以下「機関」という。）は、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成６年法律第 78 号。以下「法」という。）第 13 条の規定に基づき、2025 年度における、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「QST」という。）により設置される特定放射光施設（以下「NanoTerasu」という。）に係る利用促進業務の実施計画について、下記の通り定める。

１．放射光共用施設を利用して研究等を行う者の選定に関する基本的な方向

特定放射光施設において、NanoTerasu の放射光共用施設を利用して研究等を行う者の選定を行うため、法第 16 条の規定に基づき、施設利用研究に関し学識経験を有する者により構成される選定委員会を設置する。

利用者の公募に先立ち、重点分野、利用時間の配分方針、選定基準等、当該利用期の利用者選定に関する基本的方針を、選定委員会に諮り決定する。公募・選定に関する業務はこれに基づいて行うとともに、利用者の選定は、選定委員会の意見を踏まえて決定する。

（１）放射光共用施設を利用して重点的に行うべき研究等の分野に関する事項

科学技術イノベーションの推進に向けた国の方針等を踏まえつつ、施設の能力を最大限に活用し成果を上げていくため、必要に応じて重点的に行うべき研究分野等を指定し、重点研究課題等を選定する。

（２）基礎的、応用的及び開発的な研究等に対する放射光共用施設の利用時間の配分に関する事項

放射光共用施設における主たる基礎的研究分野は学術利用研究、主たる応用的及び開発的研究分野は産業応用研究において実施されるものと想定し、課題の公募状況や申請課題の内容等を考慮したうえで、選定委員会の意見を踏まえ、バランスを重視した利用時間の配分を行う。

２．放射光共用施設を利用して研究等を行う者の募集及び選定の実施に関する計画

（１）放射光共用施設を利用して研究等を行う者の募集及び選定の計画

NanoTerasu の利用期間については、QST により策定される運転計画に基づき年間を上期下期の２期として構成する。原則として利用期開始前に利用研究課題の募集、選定を行う必要があることから、2025A 利用期間（2025 年上期）の利用研究課題については 2024 年度中に既に選定されている。

2025 年度における募集及び選定の計画については、2025B 利用期間（2025 年下期）及び 2026A 利用期間（2026 年上期）の利用研究課題について、募集及び選定を行う。

また、今後の利用者の裾野拡大を目指した取組の導入について、施設の利用状況等も踏まえつつ、検討を進める。

（２）放射光共用施設を利用して研究等を行う者の募集及び選定の方法

利用研究課題の募集にあたっては、課題申請方法や課題審査の基準等の必要な事項について、ホームページ等のインターネット媒体を活用して公開し、国内外の産学官の幅広い分野の研究者等に対して広く周知を図り、利用研究課題は、別

途選定委員会の意見を聴いて定める「国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構により設置される特定放射光施設に係る放射光共用施設の利用研究課題選定に関する基本的考え方」に基づき、選定委員会の意見を踏まえ選定する。

また、利用研究課題の審査を行う際には自らが参画する利用研究課題の審査から排除される等の要領を徹底し、公平な利用研究課題の審査に努めることとする。

なお、成果非専有課題においては、利用後の査読付論文等による公開を要件とすることにより、成果の公開を促進することで、放射光共用施設の利用を通じた研究成果創出の拡大を図る。

選定された課題については、課題の募集と同様の方法により実験責任者、配分時間数等の情報を公開する。ただし、利用研究課題名については、申請内容保護の観点から利用期間終了後に公開する。

利用研究課題の募集及び選定等において、デジタルトランスフォーメーションに向けた検討を行い、利便性の向上を図る。

（３）その他放射光共用施設を利用して研究等を行う者の募集及び選定の実施に関する事項

利用者選定業務を行う部署には専任の管理者を置くこととし、これらの利用者選定業務に関する委員会の運営及び機関が別に定める「特定放射光施設の利用促進業務における情報管理に関する基本的考え方」による情報の管理等に関する業務を統括する。また、利用研究課題の公募、選定を行う際には、情報支援の一環として整備する利用者情報支援システムを活用する。

３．放射光共用施設の利用時間の設定等に関する事項

放射光共用施設の年間利用時間は QST により策定される運転計画に基づくこととなるが、選定された利用研究課題の実施時期等の検討にあたっては、QST との連携により利用者が求める放射光の利用ニーズと運転形態との整合を図るとともに、効率的な利用研究課題への利用時間配分を行うこととする。

また、法第 12 条に基づき、放射光共用施設の利用時間のうち、選定委員会の意見を踏まえて決定した割合を上限として、機関に属する研究者等が利用する時間を設定する。上限の設定の変更にあたっては、選定委員会の意見を踏まえる。なお、当該利用研究については、施設利用研究の促進に資することを目的としていることに鑑み、その成果の評価を自ら行い、結果をその後の利用促進業務に反映する。

４．放射光専用施設を設置する者の募集及び選定の実施並びに放射光専用施設を利用して研究等を行う者（放射光専用施設を設置する者を除く。）の募集及び選定の支援の実施に関する計画

放射光専用施設の設置計画については、専用施設とする必要性、施設の維持管理能力等の観点も含めて審査し、選定するとともに、放射光専用施設の設置後には、その実績について適切な評価を実施する。なお、選定及び評価を行うにあたっては、国及び QST 並びに地域パートナーと連携を図るとともに、一般財団法人光科学イノベーションセンターにより設置される放射光専用施設に係るものを対象に行うときは、NanoTerasu が官民地域パートナーシップに基づき整備されたものであることを前提として、効率的、かつ施設全体の一体的な運用の観点から行う。

また、放射光専用施設を利用して研究等を行う者（放射光専用施設を設置する者を除く。）の募集及び選定の支援を行う場合は、関係機関とも協議のうえ、「１．

放射光共用施設を利用して研究等を行う者の選定に関する基本的な方向」及び「２．放射光共用施設を利用して研究等を行う者の募集及び選定の実施に関する計画」に準じて行う。

５．利用支援業務の実施に関する計画

（１）情報支援

表１の刊行物やホームページ等のインターネット媒体等を通じ、NanoTerasu の利用を促進するために必要な情報の提供を実施する。

特に利用制度に関する情報や利用支援に関する取組等は、利用者にわかりやすい形で積極的に発信する。

その他、課題申請に使用する利用者情報支援システムに関し、ユーザビリティに配慮したシステム開発を行うとともに、安定的稼働のための保守を実施する。

表１

刊行物等	刊行物等の内容
利用者情報	利用の現状等に関する情報の提供
ビームライン情報	放射光共用施設、放射光専用施設等に関する技術情報の提供
利用課題実験報告書（Experiment Summary Report）	各成果非専有課題の実験内容に関する情報の提供
User Information	施設の利用研究を行おうとする者の募集、利用に必要な手続き等の情報の提供、利用報告書、論文発表の登録及び情報の提供、及び利用研究課題の申請

（２）技術支援

技術支援の実施にあたっては、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律施行規則（平成 18 年文部科学省令第 28 号）第８条特定放射光施設の項に定める数以上の研究実施相談者等による技術支援体制を構築し、高度利用実験技術の開発を通じた最先端利用研究手法等の提供、放射光利用実験前の相談、実験時の技術指導等を行う。また、選定された研究者等に対し、当該研究者等が行う研究等の安全の確保のために必要な技術指導を行う。

特に、放射光利用経験の無い又は少ないユーザーに対しては、実験計画の立案、実験指導、実験データの解釈等を含めた幅広い支援を行うことにより、利用研究成果の拡大を図るとともに、先端的・革新的なニーズに対応した利用支援を行う。

また、放射光専用施設の共用供出に向け、装置に関する知識や利用技術の習得等について取り組む。

（３）その他の支援

放射光利用経験の無い又は少ないユーザーに対して放射光の有用性等を啓発す

る講習会や、利用実験技術の習得を目的として実際にビームライン等を用いた研修会等を開催し、産学官の幅広い分野で新たな研究者等の発掘による放射光利用研究の拡大を図る。さらにホームページを活用し、研究成果等を積極的に公表する等、国が定める利用推進方針等を踏まえた、利用拡大や啓発に必要な活動を実施する。

また、国内外からの利用に係る相談等の対応も行う。

６．利用支援業務を担当する者の資質の向上のための措置その他利用支援業務の充実のための措置に関する事項

国内外の関連する研究機関や大学等との間で研究者の交流や共同研究等を積極的に推進しつつ、最先端の研究動向の把握及び分析、技術情報の収集を図るために、特定放射光施設に関連する学会等とも緊密に連携する。また、法第 12 条に定める放射光共用施設の利用等も活用しつつ、機関自らの研究機能を強化することにより、利用支援業務を行う者の資質の向上を行うとともに、これを支える人材の育成を図る。さらに、安全に配慮しつつ、より高度な研究が実施できるよう研究環境の向上を図る。

この他、施設利用研究の促進のための方策に関する調査研究として、研究者等の共用に供する施設の技術的検討や新しい利用技術の開発、新たな利用分野の開拓、利用者のニーズ等に基づく利用方法の検討等を実施する。

７．研究実施相談者のうち一名以上が非常勤の者であることによる利用支援業務の質の維持向上のための措置

非常勤の者を研究実施相談者として雇用する場合にあっては、クロスアポイントメント等の機関内ルールに沿って、エフォート管理方法等をクロスアポイントメント先等と調整するほか、リモートワーク環境の整備や計画的な人材雇用により施行規則で定められた人数分の業務エフォートを満たすこと等により、利用支援業務の質の維持向上を図る。

８．その他必要な事項

（１）利用者本位に基づく施設利用に関する諸手続の窓口一元化とその簡素化

施設利用に関する諸手続については、利用者本位の考え方に基づき、その簡素化に努めるとともに、一元的な窓口を構築し、利便性の向上を図っていくものとする。

（２）積極的な成果の公表及び普及並びに啓発活動の実施

特定放射光施設における成果については、競争領域における施設利用研究の成果の性質に配慮しつつ、その公表を積極的に促進するとともに、利用者相互の情報交換が適切に行われるよう、利用者間の協力・連携の促進にも配慮する。さらに、QST や地域パートナーと連携しつつ、QST が整備する一元的な管理体制に参画し、国民に対する施設の広報・発信等を積極的に行うとともに、児童生徒の科学技術に関する興味や関心を高めるための取組の実施に努める。

（３）公平な利用機会の提供

施設の利用については、国際情勢等を踏まえつつ、原則として広く国内外の研究者等への共用に供する。

（４）関係機関等との連携・協力

施設設置者である QST が中心となって整備する一元的な体制に登録施設利用促進機関として参画するとともに、NanoTerasu が立地地域のリサーチコンプレックスの形成の中核的拠点としての役割を果たせるよう、QST 及び地域パートナー等と連携して取り組む。

また、他の量子ビーム施設及び特定先端大型研究施設との連携を図るに当たり、QST や地域パートナー等とともに必要な取組を実施する。

（５）その他

利用者選定業務及び利用支援業務の実施にあたっては、その他状況の変化に応じて柔軟な対応を行う。

以　　上